

# 総務省の令和2年度取組状況

---

2021年4月

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部  
消費者行政第一課・第二課

- 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の「出前講座」を全国で開催。
- 2020年度は、1,208件の講座を実施し、約14万人が受講。  
(2006年度開始以来の実績:23,791件、のべ約382万人)

## 協力団体

通信事業者等の民間企業(469社)、公益法人等(17団体)、政府(総務省及び文部科学省)、自治体(53団体)、その他(58団体)

## 対象者

小学生(小3～小6)、中学生、高校生、保護者、教職員等

## 講座内容

ネット依存、ネットいじめ(誹謗中傷含む)、不確かな情報の拡散、ネット誘引(誘い出し・なりすまし)、ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、予防策等を啓発。

\* 企業等が講師を派遣。(認定講師数:5,259名)

(2021年3月末時点)



e-ネットキャラバン講座実施の様子



- スマートフォンが急速に普及し、インターネットがますます青少年にとって身近になる中、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためには、インターネット・リテラシーの向上が必要。
- 総務省では、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するため、青少年に必要なリスク対応能力を分類し、数値化するためのテストを指標として開発。
- 2012年度以降、毎年、全国の高校生（1年生相当）を対象に、インターネットの利用状況に関するアンケートと併せて実施し、結果を公表。

《青少年に必要なリスク対応能力の分類》

リスク分類	リスクの具体例	対応能力
<b>1 違法有害情報リスク</b>		
1a. 違法情報リスク	著作権、肖像権、出会い系サイト等	違法コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
1b. 有害情報リスク	不適切投稿、炎上、閲覧制限等	有害コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
<b>2 不適正利用リスク</b>		
2a. 不適切接触リスク	匿名SNS、迷惑メール、SNSいじめ等	情報を読み取り、適切にコミュニケーションができる。
2b. 不適正取引リスク	フィッシング、ネット上の売買等	電子商取引の問題を理解し、適切に対処できる。
2c. 不適切利用リスク	過大消費、依存、歩きスマホ、マナー等	利用料金や時間の浪費に配慮して利用できる。
<b>3 プライバシー・セキュリティリスク</b>		
3a. プライバシーリスク	プライバシー、個人情報の流出等	プライバシー保護を図り利用できる。
3b. セキュリティリスク	ID・パスワード、ウイルス対策等	適切なセキュリティ対策を講じて利用できる。

- 青少年の適切なインターネット利用のための啓発活動や、青少年の保護に有効なフィルタリングサービス等について、携帯電話事業者、OS事業者、保護者等、各関係者の役割を踏まえた検討を行うため、2016年4月より開催。
- 同タスクフォースにおいて、改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月）後における関係者の取組状況等について議論を行い、
  - ・「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」（2019年8月）
  - ・「青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について～電気通信事業者等の取組状況に係る見解～」（2020年1月）
 を取りまとめ・公表。

（構成員） ◎：主査、○：主査代理

- ◎中村 伊知哉 iU（情報経営イノベーション専門職大学） 学長
- 曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
- 石田 幸枝 （公社）全国消費生活相談員協会 理事
- 上沼 紫野 弁護士 虎ノ門南法律事務所
- 尾上 浩一 （一社）安心ネットづくり促進協議会 理事  
（公社）日本PTA全国協議会 元会長
- 尾花 紀子 ネット教育アナリスト
- 益川 弘如 聖心女子大学現代教養学部教育学科 教授
- 森 亮二 弁護士 英知法律事務所
- 米田 謙三 関西学院千里国際中等部・高等部 教諭

（参考）これまでの開催経緯

- ・第1回 2016年4月11日
- ・第2回 2016年5月23日
- ・第3回 2016年6月9日
- ・第4回 2016年12月15日
- ・第5回 2017年6月12日
- ・第6回 2019年2月25日
- ・第7回 2019年7月17日
- ・「課題及び対策」の公表（2019年8月）
- ・第8回 2019年11月25日
- ・第9回 2019年12月23日
- ・「見解」の公表（2020年1月）
- ・第10回 2020年6月10日
- ・第11回 2020年10月8日
- ・第12回 2021年2月12日

電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダー等に、各自の提供するサービスの内容に応じて必要な範囲内で契約約款に採用してもらうことを目的として、通信関連4事業者団体(※)による違法情報等対応連絡会において平成18年11月に策定（最終改訂は平成28年4月。なお、解説部分の最終改訂は平成29年3月）。

※(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

## (1) 電子掲示板等のサービス内における禁止事項を列挙

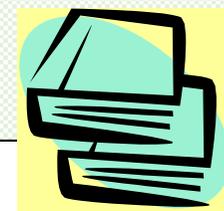
- 他者の財産、プライバシーまた肖像権を侵害する行為、そのおそれのある行為
- 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱する行為、他者への不当な差別を助長する行為、他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの販売に関する行為
- 人の殺害現場等の残虐な情報や動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為
- その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為 等

## (2) 情報の削除等の対応（警告、削除要請、削除等）

契約者によるサービスの利用が（1）の禁止事項に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う

## (3) 利用の停止

## (4) 解約



モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促し、電子掲示板の管理者等によるこれらの情報に対する契約等に基づく対応を効果的に支援

# 違法・有害情報相談センター

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。
- 令和3年度より、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の更なる分析を実施。



## 違法・有害情報相談センターと他機関との連携強化

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に関する被害者救済を図るため、他の相談機関との連携強化を実施。

